

\* 下記の順に並べてチェック表といっしょに提出してください。

## 福井大学生協奨学金等申請書提出書類チェック表

学籍番号

氏名

### ● 申請者全員が必ず提出する書類

本人チェック欄：提出する書類に「○」を、提出しない書類に「×」を記載ください。

- ・福井大学生協奨学金及び福井大学学生修学支援奨学金申請書
- ・住民票【原本】
- ・令和6年度(令和5年分)課税・非課税証明書【原本】
- ・令和6年度(令和5年分)所得証明書【原本】  
※課税・非課税証明書に収入額・所得額が表記されていない場合のみ
- ・アルバイト収入状況申立書  
※私費外国人留学生は不要
- ・奨学金受給申立書  
※私費外国人留学生は不要
- ・経済生活状況申告書  
※私費外国人留学生のみ提出が必要

### ● 各項目に当てはまる者が同一生計内にいる場合、提出する書類

\* 留学生は、日本で一緒に生活し、かつ下記項目に該当する家族いる場合は、書類を提出してください。

- ・就職・転職（令和5年1月2日以降に就職・転職、または予定者がいる）  
給与等支払証明書、現在の勤務先の最新3ヶ月の給与明細書(写)、就職先で交付された雇用契約書等(写)のいずれか
- ・退職・失職（令和6年4月以降に退職(予定)・失職(予定)者がいる）  
退職に関する証明書、解雇通知書(写)、雇用保険被保険者離職票1・2(写)、廃業届(写)、閉鎖事項全部証明書等 のいずれか
- ・雇用保険受給者がいる  
公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証1・3面(写)
- ・無職・無収入（勤労可能な者で、無職・無収入の者がいる）  
無職・無収入申立書
- ・年金受給者がいる（恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等）  
最新の年金・恩給等の源泉徴収票(写)、決定(改定)通知書(写)、直近の振込通知書(写)のいずれか
- ・母子・父子世帯である  
全部事項証明の戸籍謄本【原本】、児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写)のいずれか  
生別の場合は、慰謝料・養育費等の有無を記載した申立書、死別の場合は、遺族年金の受給があれば「年金受給者がいる」に記載の証明書を、なければその旨を記載した申立書を提出すること  
※特別控除における、母子・父子世帯の条件については、募集要項を確認すること。
- ・生活保護受給世帯である  
生活保護受給証明書(写)
- ・社会的養護を必要とする者に該当する  
施設長発行の施設等在籍証明書、又は児童相談所発行の児童(里親)委託証明書(写)
- ・傷病手当金の受給者がいる  
傷病手当金受給通知書(写)
- ・臨時所得があった者がいる(令和6年4月以降の生命保険、損害保険、退職金等の臨時所得)  
該当する明細書(写)等
- ・学資負担者が死亡（令和6年4月以降）  
除籍謄本または死亡診断書(写)
- ・風水害等の被害を受けた（令和6年4月以降）  
被害状況申立書及び被災(罹災)証明書
- ・盗難の被害にあった（令和6年4月以降）  
被害状況申立書及び被害金額証明書(写)
- ・6ヶ月以上に渡る長期療養者がいる  
長期療養に係る医療費等支出明細書、診断書【原本】(当該療養が6ヶ月以上継続している旨明記されたもの)、  
令和6年4月～令和6年9月支払分の療養費(患者負担額)の領収書類(写)、保険からの還付金額等のわかるもの(写)
- ・学資負担者が別居している(単身赴任等)  
家計支持者別居(単身赴任)に係る経費明細書、別居先の直近3ヶ月間の住居費、光熱水費等の実費額証明書類(写)
- ・障がいを持っている家族がいる  
障がい者手帳(写)等  
\* 障害年金を受給している場合は、「年金受給者がいる」に記載の証明書も提出すること
- ・就学者及び各種学校等在学者がいる  
令和6年9月1日以降に発行された在学証明書【原本】、または有効期限が記載された生徒手帳・学生証(写)
- ・第三者の証明を受けることが出来ない申し立て事項がある  
申立書

◎ 状況に応じてその他の証明書類の提出を求める場合があります。

◎ 提出書類は、A4版にコピーするかA4用紙に貼るなどして、必ずA4版にしてください。(1件につき1枚の台紙)